

7土第466号
令和8年1月30日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

建設工事及び建設工事関連業務に係る入札参加資格審査申請における
納税証明書の取扱いについて（通知）

本県では、建設工事及び建設工事関連業務に係る入札参加資格審査申請に当たり、愛媛県税等の未納がない旨の証明書（納税証明書）の添付を求めているところですが、この度、関係規定を改正し、本年2月より、えひめ電子申請システム（手のひら県庁）での納税証明書の省略申込みを行うことにより、納税証明書の添付を省略できるとします。お知らせします。

また、建設工事につきましては、入札参加資格の変更届出書の提出が必要となる事項に関する改正を併せて行っております。

なお、改正後の関係規定は、県ホームページにも掲載しておりますので、御確認ください。

つきましては、貴会員（組合員）に対する周知をお願いいたします。

【主な改正点】

（建設工事・建設工事関連業務ともに共通）

手のひら県庁にて、納税証明書の省略申込を行い、システム内の「申込詳細」を印刷の上添付することで、従来の県税等の納税証明書の添付を省略可能とする。

〔納税情報を審査機関で確認できるようになるまで、1週間程度かかります。〕
〔申請を急ぐ場合は、これまでと同様に納税証明書を取得の上、添付してください。〕

（建設工事）

変更届出書の提出が必要な項目から、「資本金額」「技術職員の氏名又は法令による免許等」を削除する。

【県ホームページURL】

愛媛県庁ホームページ>入札>令和7・8年度愛媛県建設工事等入札参加資格審査申請について

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/89771.html>

愛媛県庁ホームページ>入札>入札参加資格審査申請書変更に係る提出書類一覧

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7452.html>

愛媛県土木部土木管理局土木管理課
契約・建設業グループ
TEL：089-912-2643（係直通）